

# 修景基準と修景基準細則・誘導細則

## 修理・修景・許可基準

保存地区で建築物などの修理や建替えを行う場合には、町並みの価値を高めるために、一定の基準に基づく必要があります。基準には「修理基準」「修景基準」「許可基準」の3つがあり、対象物と行う行為によりその適用が異なります。

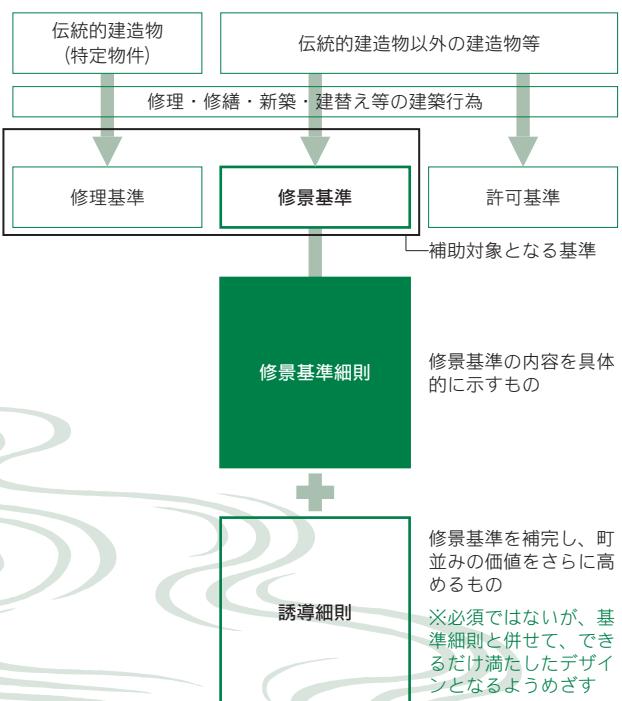
「修理基準」は伝統的建造物（特定物件）及び環境物件を「修理」「復旧」するときに適用される基準で、原則として履歴を調査し、現状維持又は然るべき旧状に復原することを基本的考え方としています。この基準に基づいて行う修理事業は、補助金交付対象となります。

「修景基準」は伝統的建造物（特定物件）を除く建築物などを「修景」する（歴史的町並みに調和させる）ときに適用される基準で、出石の伝統的建造物の特性を維持し、伝統的な町並みの景観形成に寄与することを基本的考え方としています。この基準に基づいて行う修景事業も、補助金交付対象となります。

「許可基準」はすべての建築物などの外観を変更するときに適用される基準で、出石城下町の歴史的風致を著しく損なわないことを基本的考え方とする、保存地区で最低限守らなければいけないルールです。

前述の通り、抽象的な表現の多かった修景基準の内容を具体的に示した「修景基準細則」と、修景基準を補完する「誘導細則」をこのたび作成しました。

### 修景基準と修景基準細則・誘導細則の関係



## 修景基準と修景基準細則・誘導細則一覧

項目	修景基準	修景基準細則	誘導細則
敷地割	・現状維持を原則とする。	・やむを得ず敷地が集合化された場合は、周囲の町家の間口に応じて、建物が連担しているような外観構成とする。ただし、敷地を集合化した5箇所程度の間口までは、1つの建物としての外観構成を可とし、その場合はかつての町割りの明示を行うこと。	
位置	・両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。	・間口の大きい敷地については、堀又は生垣を壁面線に揃えて調和を図ることも可とする。 ・壁面は、1階、2階とも周囲の伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図る。	
構造	・原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在し類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的町並み景観と調和するものとする。		
階数 高さ	・2階建を原則とする。 ・主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・主たる通りから望見できないように3階部分の壁面を後退させる場合は、3階建ても可とする。ただし、3階部分は補助対象外とする。	・2階軒桁上面の高さは、主な伝統的建造物の高さである5.3m程度以下が望ましい。
屋根	・勾配屋根とする。勾配は4寸程度とし、周囲の伝統的建造物にあわせる。 ・原則として切妻様式平入りとする。 ・屋根材料は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	・角地にあっては、側方側を入母屋とすることも可とする。 ・屋根の軒の出幅は、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。 ・屋根葺材は、日本瓦（いぶし瓦）、釉薬瓦の桟瓦で、いぶし銀、黒色つや消し等の仕上げのもの葺きとする。 ・軒瓦は鎌瓦とする。	・瓦の大きさは、56版よりも小振りなものが望ましい。 ・屋根下地は、ささ板とすることが望ましい。
軒庇	・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。 ・庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げは、伝統的建造物の特性を維持したものとし、町並みの連続性を保つ。	・正面の1階と2階の間には間口いっぱいの軒庇を設ける。ただし、角地における側面は軒庇を設けなくともよい。また、間口が長大な敷地はこの限りでない。 ・軒庇の勾配は、上屋と同じか5分程度緩くする。 ・軒庇の出幅は、屋根の軒の出と同じかそれよりも通り側に出るようにし、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。 ・軒庇の高さは、周囲の伝統的建造物にあわせる。 ・軒庇の葺材は、日本瓦（いぶし瓦）、釉薬瓦の桟瓦で、いぶし銀、黒色つや消し等の仕上げのもの葺きとする。 ・瓦の大きさは、56版よりも小振りなものとする。 ・軒瓦は鎌瓦もしくは一字瓦瓦とする。	・屋根下地は、ささ板とすることが望ましい。
軒裏		・軒裏（垂木及び野地板）をあらわしにする。ただし、2階壁が塗込め（大壁）の場合は2階軒裏を塗込めるこも可とする。 ・樋は金属製とし、色彩は伝統的町並み景観に調和したものとする。 ・軒樋の形状は半丸とする。	
建築物	・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。	1階 ・主たる通りに面する側は真壁とする。 ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側全てを板壁とすることは不可とする。	・正面道路に面する部分は開口部とすることが望ましい。 ・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。
		2階 ・主たる通りに面する側は真壁又は塗込め（大壁）とする。 ・壁仕上げは土壁、漆喰壁、又は板壁とする。ただし、主たる通りに面する側を板壁とすることは不可とする。	・壁下地は、小舞壁又は木摺壁とすることが望ましい。
開口部	・建具の位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。 ・建具は木製引き戸とし、1階の腰高窓には伝統的意匠の出格子を設けることができる。やむを得ず金属製建具とする場合は、伝統的な意匠の格子を設置して外観上金属製建具が容易に確認できないようにする。 ・復原的修景の場合は、虫籠窓や木製摺り上げ戸も可とする。	・格子、出格子は、見込幅（奥行幅）が見付幅（正面幅）より薄く、間隔も狭いものとする。 (21×7@30程度) ・格子、出格子の上・中部において、組子に装飾的变化を設けることもできる。	
基礎	・基礎立ち上がり部分は、見えないようにする。	・基礎立ち上がり部分は伝統的建造物の特性に準じた意匠とし、コンクリート部分が直接見えないようにする。	・道路との境界又は犬走りの見切りは切石とすることが望ましい。なお、コンクリート製は補助対象外とする。
色彩	・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として伝統的町並み景観に調和したものとする。	左官壁 ・左官壁は、土壁として桜尾の土色（赤土色）、鳥の子色、漆喰壁として白色、黒色を基調とした色彩とし、次のマンセル表色系の範囲を参考に、周囲の伝統的建造物にあわせる。 桜尾の土色（赤土色）：[色相]5YR~5Y [彩度]3~6 [明度]5~8 鳥の子色：[色相]5YR~5Y [彩度]1~4 [明度]7~9	
		木部 ・周囲の伝統的町並みに調和した色調とする。 ・望見できる部分の塗装はペンガラや柿渋等の伝統的塗料を原則とする。	
		建具 ・金属性建具を使用する場合は、アンバー系木調、こげ茶、茶等の目立たないものとする。	
設備機器等	・通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした、外観上目立たなくするための目隠しを行いうものとする。	・原則、中庭や裏側など通りから当該設備機器が容易に確認できない位置に設置し、やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、建物の中に組み込む等、外観上当該設備が容易に確認できないよう努める。 ・通りから望見できる軒庇及び屋根の上には、将来にわたり設置しない。	
屋外広告物	・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ・位置・色彩等については、周囲の伝統的町並み景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。	・将来にわたり、兵庫県が定めた「出石町城下町地区広告景観モデル地区基本方針」及び「出石町城下町地区広告景観形成基準」を遵守する。	
細部伝統的意匠		・その他、次の伝統的意匠を用いることができる。 出桁・腕木・持送り：軒の出幅が大きい場合には軒裏に出桁を設け、腕木又は持送りにて支持しているさがりがけ ：1階の軒裏に設ける幕板で、暖簾（のれん）や簾（すだれ）かけとして利用されるもの 卯建 虫籠窓 摺り上げ戸 ：防火用又は意匠性の高い袖壁で、塗込め（大壁）の2階外壁に設けられたもの ：2階外壁に設けられ、格子は土で塗込められたもの ：近世の代表的な柱間装置で、複数枚の板戸を柱に付けた溝にそって摺り上げ、上部を戸袋として収納するもの	
工作物 規模意匠	・堀、石垣などについて、規模・様式・材料・仕上げ・着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。		

※金属製建具、屋外広告物は、補助金交付の対象経費には含まない。※桜尾の土色：桜尾は出石町細見内の小字名。この地から採取される赤土は出石における古い建物によく使用され、この赤土を用いた壁土の色が「出石の色」と言われている。※この基準によりがたい場合は、豊岡市伝統的建造物群保存審議会の建議を受けて、豊岡市及び豊岡市教育委員会が決定する。